

令和5（2023）年度第1回みよし市行政不服審査会次第

日 時：令和5（2023）年4月27日（木）

午前10時から正午まで

場 所：市役所6階601、602会議室

1 会長挨拶

2 議題

(1) 令和4（2022）年度行政不服審査請求状況について・・・・・・・・・・ P 1

(2) 令和5（2023）年度審査会の開催日程について・・・・・・・・・・ P 2

(3) 処分庁みよし市長が行った令和4年度みよし市固定資産税の賦課決定に関する処分（令和4年4月1日付け）についての審査請求について・・・・・・・・・・別添資料1

(4) 審査請求の進捗状況について・・・・・・・・・・別添資料2

3 その他

みよし市行政不服審査会委員名簿・・・・・・・・・・ P 3

令和4（2022）年度行政不服審査法に基づく審査請求状況

処分担当課別の審査請求件数及び状況（累計）

単位：件

処分庁担当課	審査請求	処理状況			審理中	取下げ
		認容	棄却	却下		
市長	4	0	0	0	4	0
税務課	1	0	0	0	1	0
納税課	3	0	0	0	3	0

No.	請求日	内容	処分庁担当課	審査会への諮問	審査会からの 答申
1	R4. 7. 6	処分庁みよし市長が行った令和4年度みよし市固定資産税の賦課決定に関する処分（令和4年4月1日付け）についての審査請求	税務課	R4. 12. 28	-
2	R4. 9. 29	みよし市長小山祐の令和4年9月13日付の審査請求人に対する延滞金減免（免除）の却下についてに関する処分（4み令納第401号）についての審査請求	納税課	-	-
3	R4. 11. 9	令和4（2022）年8月12日付け4み納第336号でみよし市徴税吏員が審査請求人に対して行った債権差押処分についての審査請求	納税課	-	-
4	R4. 11. 9	令和4（2022）年8月12日付け4み納第337号でみよし市徴税吏員が審査請求人に対して行った債権差押処分についての審査請求	納税課	-	-

令和5（2023）年度 みよし市行政不服審査会日程表

【令和5（2023）年度】

回	開催日	曜日	時間	開催場所
1	令和5（2023）年 4月27日	木	午前10時から	市役所601、602会議室
2	令和 年 月 日		時から	市役所
3	令和 年 月 日		時から	市役所
4	令和 年 月 日		時から	市役所
5	令和 年 月 日		時から	市役所
6	令和 年 月 日		時から	市役所

【令和4（2022）年度】

回	開催日	曜日	時間	開催場所
1	令和4（2022）年 6月2日	木	午前10時から	市役所5階 政策審議会室
2	令和4（2022）年 8月2日	火	中止	
3	令和4（2022）年 10月5日	水	中止	
4	令和4（2022）年 12月1日	木	中止	
5	令和5（2023）年 2月8日	水	午前10時から	市役所601、602会議室
6				

※審査請求による審査会案件は、原則2か月ごとの案件を翌月の審査会にて審査します。

※審査請求による審査会案件等がない回(月)は、開催しません。

処分庁みよし市長が行った令和4年度みよし市固定資産税の賦課決定に関する
処分（令和4年4月1日付け）についての審査請求について（非公開）

審査請求の進捗状況について

1 審査請求の進捗状況について

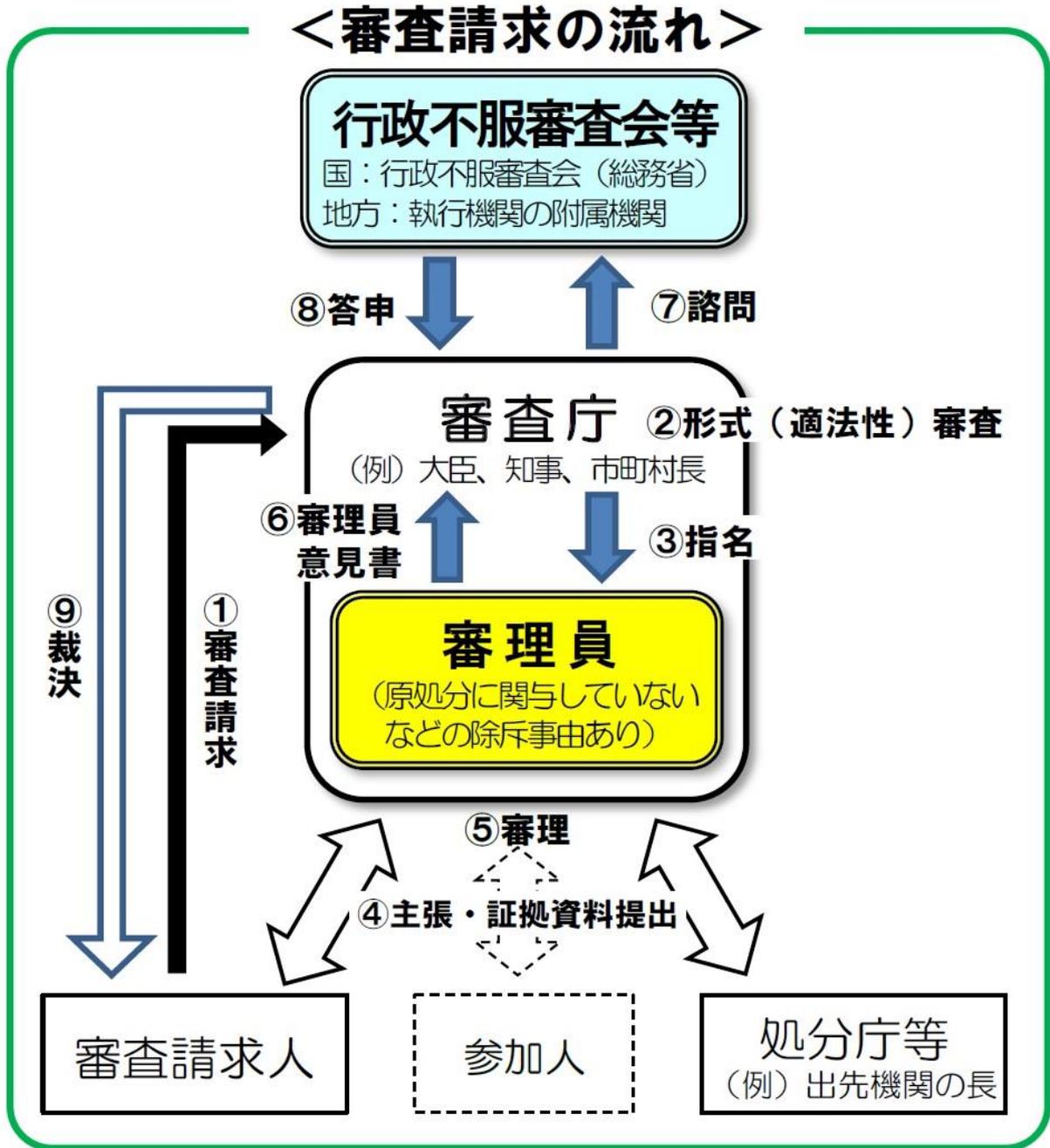
案件	審査請求の件名	審査請求の趣旨	進捗状況
1	処分庁みよし市長が行った令和4年度みよし市固定資産税の賦課決定に関する処分（令和4年4月1日付け）についての審査請求	「処分を取り消す」との裁決を求める。	⑦行政不服審査会への諮問 （12月28日）
2	みよし市長小山祐の令和4年9月13日付の審査請求人に対する延滞金減免（免除）の却下についてに関する処分（4み令納第401号）についての審査請求	「処分を取り消す」との裁決を求める。	⑤審理
3	令和4（2022）年8月12日付け4み納第336号でみよし市徴税吏員が審査請求人に対して行った債権差押処分についての審査請求	「処分を取り消す」との裁決を求める。	⑤審理
4	令和4（2022）年8月12日付け4み納第337号でみよし市徴税吏員が審査請求人に対して行った債権差押処分についての審査請求	「処分を取り消す」との裁決を求める。	⑤審理

※丸数字は、「3 参考」の<審査請求の流れ>の数字を指す。「2 今後の流れ」においても同じ。

2 今後の流れ

案件	令和4（2022）年度				令和5（2023）年度					
	12月	1月	2月 （第5回）	3月	4月 （第1回）	6～7月 （第2回）	8～9月 （第3回）	10～11月 （第4回）	12～1月 （第5回）	2～3月 （第6回）
1	⑥審理員意見書提出 ⑦諮問		審議（概要把握・答申の方向性）		審議（答申案検討）	⑧答申 ⑨裁決				
2	④反論書等提出	④口頭意見陳述				⑥審理員意見書提出 ⑦諮問	審議（概要把握・答申の方向性）	審議（答申案検討）	⑧答申 ⑨裁決	
3	④弁明書等提出 ④反論書等提出	④口頭意見陳述				⑥審理員意見書提出 ⑦諮問	審議（概要把握・答申の方向性）	審議（答申案検討）	⑧答申 ⑨裁決	
4	④弁明書等提出 ④反論書等提出	④口頭意見陳述				⑥審理員意見書提出 ⑦諮問	審議（概要把握・答申の方向性）	審議（答申案検討）	⑧答申 ⑨裁決	

3 参考



行政不服審査会の調査権限等（行政不服審査法抜粋）

（審査会の調査権限）

第七十四条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第七十五条 審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

みよし市行政不服審査会委員名簿

区 分	委 員 名
弁護士	さか ぐち よし ゆき 坂 口 良 行
弁護士	なん や なお たか 南 谷 直 毅
東海学園大学 名誉教授	くら はし よう こ 倉 橋 洋 子
鈴鹿大学短期大学部 教授	きよ た ゆう じ 清 田 雄 治
司法書士 (住民代表)	ふか や よう こ 深 谷 陽 子

(事務局)

役 職	氏 名
総務部部長	ふか や まさ ひろ 深 谷 正 浩
総務部次長兼総務課課長	お の だ ひろ し 小野田 浩 司
総務課主幹	もり た さと し 森 田 悟 史
総務課副主幹	はやし こう へい 林 航 平
総務課主任主査	すず き ひろ ゆき 鈴 木 寛 之
総務課主査	いち まる さと し 一 丸 智 詩